

東京帝國大學 經濟學部 內  
東亞經濟研究所

年四回 (二月、五月、八月、十二月) 發行

# 東亞經濟論叢

第參卷 第參號

昭和十八年九月二十日

東亞指導國の二重性……………經濟學博士 谷口吉彦

臺灣と東印度……………經濟學博士 目崎憲司

支那貨幣小史……………經濟學士 穗積文雄

支那銀行業務の類型……………經濟學士 徳永清行

孫文の民生主義……………經濟學士 出口勇藏

買辦に關する覺書……………經濟學士 鈴木総一郎

南支那の錫、タンゲステン、アンチモン鑛業の性格……………經濟學士 菊田太郎

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

# 支那貨幣小史

穂積文雄

「史記」をひもとけば、「農工商交易の路通じ、龜貝金錢刀布の幣興る、従つて來たる所久遠なり、高辛氏より前尙し、得て記するなし」とあるを見る。その農工商交易の路通じて貨幣が興るといひ、その従つて來たる所久遠にして得て記するなしといへるは、まつたくそのとほりであらう。けだし、貨幣は自給自足の經濟が壞れて自己生産が分業生産に席を譲り、生産と消費が異なる主體に分離する結果生ずる交易の媒介者として必然に登場するものであること何人も異論のないところと思ふが、しかもことは有史以前の夢のごとき時代に屬するものなるにおいて、その記録などあるべしとも思はれぬからである。

だが、しかし、貨幣の起原を「高辛氏より前尙し」とするのはどんなものであらうか。高辛氏といへば、「史記」五帝本紀によれば、黃帝の曾孫にあたる帝嚳高辛のことになるが、その當時すではや農工商交易の路が通じてゐたものであらうか。もつとも「易」を見ると、その繫辭傳には、「包犧氏浚して神農氏作り、……日中市をなし、天下の民を致し、天下の貨を聚め、交易して退き、各々その所を得」とある。しかるに神農氏は黃帝よ

りさらに古い時代に屬するとせられてゐる。さうすれば、高辛氏より前久しきより交易の行はれたるは當然といふことにならねばなるまい。しかし、神農氏は「史記」の撰者司馬遷がすでにこれを記せず、筆を黃帝に起すを以て見れば、神農氏のことをどこまで信じてよいかは問題でなければならぬ。かりに、それを認めて高辛氏より久しき以前より交易が行はれたとしても、もちろん交易が行はれる以上はそこに交易の媒介者たる貨幣が出現したであらうことはこれを推定してよいであらうが、その貨幣が金錢刀布であつたとするのはどうであらうか。けれど、これらの貨幣は、後に述ぶるとく、戰國時代に入りて盛に用ひられるのを見る次第であつて、早くとも春秋末期以前にまで遡ぼるとは考へられぬとさへいはれるくらいであるからである。従つて、鄭樵の「通志」に「太昊より以來則ち錢あり、太昊氏高陽氏にはこれを金と謂ひ、有熊氏高辛氏にはこれを貨と謂ふ云々」とあるは馬端臨の「文獻通考」にも引かれてゐるところであるが、やはり疑問となすべく、洪遵の「泉志」序に「泉の興る、蓋し燧人氏よりす、輕重を以て天下を爲む、太古杳邈、その詳得て而して記するなし」といへるもまたこの例以外のものではないとせねばならぬ。

つぎに、「史記」はさらに叙して、「虞夏の幣は金三品となす、或は黃、或は白、或は赤、或は錢、或は布、或は刀云々」といつてをり、「文獻通考」も亦これを引いてをり、「泉志」のごとき「黃帝成周に至りその法寢く具はる」として虞夏の錢の圖まで載せてゐるが、これ亦同じくにはかに信じ難いとせねばならぬ。

「管子」には「湯七年の旱あり、禹五年の水あり、民の糧なくして子を賣る者あり、湯は莊山の金を以て幣を鑄て、民の糧なくして子を賣る者を贖ひ、禹は歷山の金を以て幣を鑄て、民の糧なくして子を賣る者を贖ふ」と

見えてをり、これは支那の學者はほとんどみな肯定引用するところと稱してよいかと思はれるぐらゐである。そして、この説話は湯・禹が金屬の鑄貨をつくつたといふことと、それは水旱饑荒の際に窮民を救済するためにつくられたといふ二つのことがらを包藏する。しかるに、第一の金屬鑄貨といふ點は上來述べきたつたところよりして、すでに信じ難きところとせねばならぬことあらためて言を須ふるまでもないところと思ふのであるが、第二のそれが水旱に際して窮民を救済するためにつくられたとする點はどうであらうか。この點においても支那の學者は多くこれを肯定してゐるやうである。たとへば、宋の呂祖謙がその「歷代制度詳説」において、「錢幣をつくり、一時の宜を權り、民を移し衆を通ずる所以のものは救荒のために設く」といひ、そのしかる所以を説いて「凶年饑荒に幣をつくる所以は、先儒いふ、金銅に凶年なし、時を權りてこれをつくり、もつて有無を通じ、もつて多少を均しくするのみ」といつてゐるがこゝきはその典型的なものとなすを得よう。

しかしながら、平素は貨幣を用ひないヒルデブランドのいはゆる自然經濟の社會において、凶荒の場合だけ錢をつくつて有無相通する交易の具とすることがはたして可能であらうか。もつともこれは呂祖謙の説に對していひ得ることと、「管子」に見ゆる禹湯の事蹟によれば、人の糶なくして子を賣る者を贖ふとあり、賣るとか贖ふとかあるよりすれば、すでに貨幣が存してゐたとみるべく、從つて當時が自然經濟時代ではなかつたともみられる。それにしても、禹湯の時代に金屬のしかも鑄貨が行はれたとは考へがたいことにはかはりはしない。されば「泉志」に正用品として、さきにも述べたごとく夏錢の圖が載せられてをり、また、殷錢の圖が載せられてゐても、たゞちに信ずるわけにはゆかぬ。おそらく、好事の徒がこの記述に據つてかくのごとき偽品をつくつたもの

となすが妥當ではあるまいかと思はれる。

しからば、當時はいかなる貨幣が行はれてゐたかといふことになるであらうが、もとく股の中期ごろまではいほど茫漠たる夢のごとき傳説の時代で、はたして交易社會が成立してゐたかどうかもあきらかでなく、従つてそこに貨幣が實存したかどうかもはつきりせぬ。いはんや、いかなる貨幣が行はれてゐたかなど論ずべきかぎりでないといはねばならぬのではないかと思はれる。

それでは股の末期、いはゆる傳説の時代より歴史の時代に入りたるころはどうであらうか。そこでは殷墟の出土品に寶貝が見える。しかるにこの寶貝は、印度太平洋、とくに、主としてペルシヤ灣・マルヂヴア島・セイロン島・マラバル海岸及びスールー島・ラス・ハファンからモザムビリに至るまでアフリカ東海岸の各所、またわが國の臺灣・沖繩・薩摩・土佐・紀伊・八丈島等に産し、その光澤の美麗なるを以て裝身具としてよるこばれ、また、その形態の生命の門を象徴せるが故に、原始人に普遍せる生殖器崇拜教より呪具護符として尊重せられ、かくて寶貝に對する一般的需要はやがてこれをして交換の媒介者、すなはち貨幣たらしむるにいたるはめづらしからざる現象である。しかも、それが豊富に産出せられるときは、自由財に近似し、かへつて一般的需要の對象とならず、従つて貨幣の機能を具有するに至らぬことがありうる。新渡戸稻造博士が「貝貨の變遷」を叙して、「近海に澤山産するに拘はらず馬來諸島では大陸の如く通貨に用ひる事が少ない。(N. B. Denys, Descriptive Dictionary of British Malays, Art. Cowry)」(矢内原忠雄編「新渡戸博士植民政策講義及論文集」四〇三頁)といはれ、また、「只

奇態なる事は元産地に接近する印度大陸の西南海岸とセイロン島にて曾て寶貝を錢に使用したことのない一條で

ある(同上書、四〇六頁)といつて不思議がつてをられるのは、實はこのケースではないかと思ふがどんなものであらうか。ところが、支那では寶貝を産せず、とくに殷代の中心地域は海岸を去ること遠く、寶貝との縁も遠い故、そこではことに寶貝が珍重せられたと考へることができよう。そして事實、支那で寶貝が貨幣の役割をはたしたことは、例へば賣・買・資・貢・貸・賽・貪・賞・販・貯・賤・賃・財・賄・賂・賊等の文字がいづれも寶貝の象形より起される貝字をその構成の要素とせるよりして容易に想像することができ、また、たとへば、さきに引ける「史記」にも、「農工商交易の路通じ、龜貝金錢刀布の幣興る」とあり、また「漢書」にも「貨は布帛の衣るべく、及び、金刀龜貝、財を分かち、利を布き、有無を通ずる所以のものなり」とあるがごとく、支那の貨幣の起原を論ずる文獻がいづれも貝貨に就いていへるによりてもこれを推知することができよう。

しかしながら、寶貝が殷墟より掘り出されたといふことは一つのことであり、寶貝が支那においても貨幣として使用せられたといふことは他のことである。支那で寶貝が貨幣として使用せられたことがあるからといつて、直に殷墟において発見せられた寶貝が貨幣として使用せられたものであると斷するのは尙早でなければならぬ。従つて殷墟において寶貝が発見せられたからといつて、その時代に貝貨が行はれてゐたと爲すのは輕卒の誤りをまぬがれまい。それはあるひは單なる裝身具乃至呪具護符のたぐひにすぎなかつたかも知れぬ。さう疑ふ學者もある。しかし、それに對しては、殷墟から出るものは眞正の寶貝のみではなく、骨又は石を以て寶貝を模したるものもある、眞正の寶貝なれば裝身具乃至呪具護符ともならうが、骨製・石造の模造品がどうして裝身具などになり得よう、してみると、それは貨幣として用ひられたものに相違ないといふ學者もある。しかし、呪具護符と

- 1) 新渡戸稻造博士、貝貨の變遷(矢内原忠雄編「新渡戸博士植民政策講義及論文集」所收)。
- 2) 内藤湖南博士、支那上古の社會經濟狀態(東洋文化史研究 p. 29—31)

しては原品と同質異形のもの、又は異質同形のもは原品と等しき靈力を有つといふ古代原理からそれを得ることが困難な支那内地ではそのやうな模造品が考案されたといふ説もあるし<sup>3)</sup>、また装身具としては、眞物が得られねば、せめて模造品でも満足を得ようとするものが考へられよう。ことに支那人には今でも模造品の特別盛んに行はれる傾向が見受けられるやうである。人はよく、支那人は贋造物を造るといつて非難するやうであるが、その實、案外この傾向の誤解である場合も多いのではないかとも思ふ。それはともかく、かう考へてみると殷の時代に貝貨が行はれたと斷言はできかねる。だが、だからといつて殷の時代に貝貨が行はれなかつたともやはり斷言しかねる。要するに支那では貝貨が行はれたが、さていつから始まり、いつから廢れたかはつきりせぬ。たゞ春秋末期から戰國時代にかけては貨幣が行はれたことは後に述ぶごとくであり、そして秦の始皇帝の時貝貨を止めたといふことが史乘に見えてゐる<sup>4)</sup>よりすれば、すくなくともそのころ貝貨が行はれてゐたことはこれを知ることができよう。もちろん始皇が貝貨の禁令を布いたからといつて、貝貨が實際に行はれなくなつたかどうかはわからぬといはねばなるまい。あるひは、貝を財とし貨幣としたのは狩漁時代である、狩漁時代は殷以前で、殷は農牧過渡期に位する、故に殷墟より出でた寶貝は貝貨であるとする見方もある<sup>5)</sup>。しかしながら、寶貝は支那に産せぬものであること上述のごとくであるよりすれば、これと支那における狩漁時代との間には何等の因果關係をも認めがたいといはねばならぬのではあるまいか。もし、支那の狩漁時代に寶貝が貨幣として用ひられてゐたといふことが立證せられたとしたところで、それは偶然にすぎぬといへぬであらうか。

3) 西村真次博士、古代支那貨幣とその起源 (支那文化談叢所收)

4) 史記、平準書

5) 曾我部靜雄教授、支那經濟史前期 (支那科學・經濟史所收)

周に入ると、「漢書」食貨志に、「太公、周の爲に九府の圖法を立つ、黄金は方寸にして、而して重さ一斤、錢は圓にして函方、輕重、銖を以つてす、布帛は廣さ二尺二寸を幅と爲し、長さ四丈を匹と爲す」と記してをり、支那人は皆なこれを肯定せるかのごとく、よくこれが引かれるを見るが、當時の状態を記したるものは「周禮」でもさうであるが、「漢書」食貨志でも、後人の筆になり儒家の理想を説けるところ多く、どこまで當時の真相を傳へたるものであるか疑はしく、いまにはかにこれを信するわけには行かぬ。だが、われ／＼は幸にして「詩」をもつ。「詩」は當時の歌謡・頌歌の類を集めたるもので、その性質上あまり改變なく傳承されたものと思はれるから、これによれば、まづ當時の状態を想見することができると考へてよからうかと思ふ。それでは「詩」は今われ／＼の問題とするところに對していかなる答解を提供してくれるであらうか。

「詩」の「小雅」の「菁菁たる者は莪」に、「我に百朋を錫ふ」の句がある。そしてこゝに朋とは貝一對をさし、貝貨の義にして「百朋を錫ふ」といふは祿の多きを得意としていへるものとせられる。しばらく、それに從へば西周の時代すでに貝貨が行はれてゐたとなすことができよう。たゞし、西周の時代貝貨が行はれたることを證するに足るものは「詩三百」中この一句にかぎるがごとくである。

つぎに、「衛風」の「氓」に、「布を抱いて絲に賣ふ」といふ句があり、鄭箋によれば、「布は幣なり」とし、「幣は物を賣買する所以なり」と布を以て貨幣と解してある。しかし、布そのものが何においてなりたつかは述べてをらぬ。そこで種々の説があらはれる。あるひは布をもつて鑄貨たる刀布の布貨なりとする。たとへば王夫之はその「詩經稗疏」において、この説を主張してゐる。しかしこの時代に金屬鑄貨のあつたといふが信じかね



ることであるといふことはすでにくり返へしふれたるところのごとくである。それに、もし布が刀布の布であるとすれば、「抱く」といふのがおかしきこととなり、不都合を生ずること孔穎達の疏にみゆるところのごとくであらう。そこで、刀布は、もとそれ／＼農具たる刀・鎌より轉化せるものであるから、こゝに布といふは鎌を指すといふ見方も出る。<sup>6)</sup> だが、鎌ならば擔ふか吊げるかしさうなもので、抱くといふのではやはりピッタリとせぬのではないか。するとこの布は布帛の布といふことにならねばならぬやうであるが、さてこの布をさう解する説にも種々の見解がある。たとへば、鄭司農は「里布は布に印を參して書す、廣さ二寸、長さ二尺、以て幣と爲し、物を貿易す、詩に云ふ、布を抱きて絲を買ふ」とは、この布を抱くなり」といつてゐる。これはもと司農が「周禮」戴師の條に、「凡そ宅不毛なる者、里布有り、凡そ田耕さざる者、屋粟を出だす、凡そ民職事無き者、夫家の征を出だす」とある里布に注せるものであり、もしこれが眞實であれば、われ／＼はそこにすでに紙幣と性格を等しくするものを見ることさへできるはずである。しかし、司農の言は據りどころがないこと、「正義」に「司農の言出づる所なし」とせられるところのごとくである。そこで、この布は結局單なる布帛の布といふことになるであらうが、それにしても單なる布帛の布が貨幣であるとすれば、その場合この布は物品貨幣といふことになる。しかるにこれに對しては、もし布が物品貨幣であれば、買の字は買字でなければならぬ、しかるに買は易であつて買ではない、だから、この場合布帛は貨幣ではない、従つてこゝに「布を抱いて絲に買ふ」といふのは單なる物々交易以外の何物でもないといふ説もある。<sup>7)</sup> しかし、それに對しては普通「詩」の注には「買は買なり」となつてをると反駁できるかも知れぬが、それにしても、「鹽鐵論」を見ると、「市は市朝にして刀幣なし、

6) 市村瓚次郎博士、支那史統、第一卷、p. 147

7) 國譯漢文大成本、詩經、p. 196

各々その有る所を以て無きに易へ、布を抱いて絲に買ふのみ云々」とあり、「布を抱いて絲に買ふ」ことを以て物々交換と解してをり、そしてそこに「布を抱いて絲に買ふ」といへるが、いまわれの問題とする「詩」にいへる「布を抱いて絲に買ふ」を指せるものと解することは異論のないところであらう。とすれば「詩」のこの句に見ゆる布は貨幣を指すものでないこととなる。しかし、また、これを物々交換と解すれば、布は絲を原料としてつくるものであるから、絲を抱いて布に買ふならわかるが、布を抱いて絲に買ふでは理が通らぬと考へられるかも知れぬ。そのやうな物々交換があるものかといへるかも知れぬ。さすれば、やはり布を貨幣と解することによりてこそこの句は理解できるといふことにならう。しかしまた考へてみれば、こゝに「布を抱いて絲に買ふ」ために來た者は、實はそれが目的でなくてこの詩の主人公たる女を誘惑するのが目的であつたのであるから、さうだとすれば「布を抱いて絲に買へ」ようが「絲を抱いて布に買へ」ようが、それをとやかく問題にするのもどうかとも思はれる。かくていづれにしてもこの詩句よりして當時の貨幣についての資料を獲得せんとすることは無理といふことになるやうである。

また、「小雅」の「小宛」には、「粟を握りて出でてトふ」といふ句がある。朱子<sup>8)</sup>はこれを以て貧窶の甚しきを見すとすも、姚際恆<sup>9)</sup>は、「粟をもちてトを問ふは古人の常事、近代以來、然る後銀錢を用ふるなり、古は唯に錢を用ひざるのみにあらず、その錢字、諸經も亦見るなし、太公作ると謂ふは妄なり、始めて國語の周の景王大錢を鑄るに見ゆ、大抵錢を用ふるは周之季世に起る、庸言録に詳に見ゆ、管子曰く、粟を握りて筮する者屢々中たると、史・日者傳に曰く、トして當らざるあらば楛を奪ふを見ずと、皆證すべし、」と論じて朱子の説を排し、

8) 朱子, 集傳

9) 姚際恆, 詩經通論

これを以て「これ後世の事を以て古を説く、非なり」と斷じてゐるし、黄宗羲もその名著「明夷待訪録」において「民間市易す、詩に言ふ、粟を握りて出でトトふ」といつてゐる。これによりてこれをみれば、われくは「詩」のこの句よりして、粟が當時交易の媒介者として、貨幣の役割をはたしてゐたことを想定してもよいかと思はれる。

「詩」三百、中に就いて貨幣に關するものを求むれば、僅に上に見られるところのごときを得るのみ、そして、われくは、それにより周興つてより春秋の中葉にいたるところまでは、貝貨が行はれたること、穀物が貨幣の役目をはたせること、布帛も亦貨幣の役目をはたしたかも知れぬといふこと、いづれにしても、貨幣の使用があまり普及してゐたとは考へがたいこと等を知るといふことができよう。

西周時代の貨幣の状態はこれを「詩」についてうかゞへばまづ右のごとくであらうかと思はれる。しかしながら、戦國時代に入ると刀布の幣が行はれること、さきにもふれ後にも述ぶるところのごとくである。しかるに刀布の幣はそれく、鏹や刀を模したるもので、それが貨幣として行はれるといふことはその以前において鏹や刀それ自體が貨幣の役割を演じたであらうことを推定せしめる。そして、貨幣はまづ物品貨幣となりたち、物品貨幣は何人もが必要とする財貨、すなはち、一般的欲望對象性の具有物においてなりたつこと、すでにふれたるところのごとくであるが、農業社會では農具たる鏹が何人にも缺くべからざるものであることはいふまでもないところであり、また古代の人々は、その攻防にも、日常生活にも刀が必要とせられるものであることは、これまで多く言を須ふるを要せぬところであらう。しかるに、支那では殷の末期が牧畜時代より農業時代への過渡期で、

周に入るといよく農業時代の色彩が濃厚となるとせられるが、なほ人々が刀の必要をさほどに感ぜざるにまでいたつた時代とは思はれない。さすれば、その時代に鎌や刀が貨幣の役割を演じたであらうといふ推定は肯定せられてよいのではあるまいか。

春秋時代に入ると刀布の幣や錢貨が登場すると一般には説かれてゐるが、小島祐馬博士は「春秋時代と貨幣經濟」において、「左傳」や「論語」や「國語」に金屬貨幣が用ひられたる例を見出すことができないといふことよりしてこれを疑問視してをられる。そして、そのたゞ一つの例外たる「國語」に見ゆる周景王大錢を鑄るの記事を否認する根據ができたならば、鑄貨はもちろん、地金貨幣といへども戰國時代に入つて始めて一般に行はるゝに至つたものと見るを妥當とすることになるであらうといつてゐられる<sup>10)</sup>。しかるに加藤繁博士はその「周景王大錢説話批判」<sup>11)</sup>において、景王大錢を鑄るの記事を妄誕なりと論證してゐられる。そこで小島博士の前記の論斷は有力なる裡書を得るわけですから、強固となる。たゞし、曾我部教授は、當時「多數の國家に分裂して相争ひ、ためにその様式も一定せず、又鑄造する所もあり、せぬ所もありなどしてその流通が大でなかつたが故に、書に現はれてゐるのが稀れなのであらう」と推論して、金屬性の貨幣なる刀布が春秋時代存在してゐたことを認むる通説を肯定してゐられる。それにしても、その流通が盛んでなかつたことはこれを認めてをられるやうである<sup>12)</sup>。そこで、春秋時代には金屬鑄貨はあまり行はれなかつたといふことになる。しかし、金屬鑄貨が行はれなかつたとしても、そのことは交易の媒介者が存在しなかつたといふことにはならない。すでに西周の時代に行はれてゐ

10) 小島祐馬博士，春秋時代と貨幣經濟（支那學，第一卷，第八號，p. 59）

11) 小島學，第十一卷，第二號

12) 曾我部靜雄教授，前掲書

たと見るべき穀帛や、貝貨や、または鑑や刀やが依然として行はれたであらうことを否定すべき理由はこれを見出すことはできぬのではないかと思はれる。たとへば「左傳」に「蔡、楚の圍む所となり、魯粟を蔡に歸す」とあるがごときはこれが證左の一端としてあげうるでもあらうか。

なほ、小島祐馬博士は前記の論文において、春秋時代の史料たる「左傳」、「國語」をみると、一或は報酬として、或は賄賂として、或は禮物として如何なる種類の物が授受されてゐたかといふに其多くは玉璧其他の玉器、鼎鐘、罍磬等の宗器樂器、劍戟弓矢、車馬牛羊、皮幣錦繡等であつて猶土地又は女子を贈物とし代償としてゐる場合も珍らしくない<sup>13)</sup>ことを指摘してゐられるが、それは同博士もいはれるとほり、そのみにては何等の材料にもならぬとしても、戰國時代の同種の事實と對比して、たとへば「今『戰國策』の一書に就いて見るに此時代に於ても玉帛車馬乃至土地子女を授受する事實あることは『左傳』『國語』の記事と變りはないが、併し此場合には此外に金屬貨幣を使用せる事實が四十餘條も見出される<sup>14)</sup>」といつてゐられるところに照らしてみればこれらの物が貨幣の役割を演じなかつたといふことは斷言のかぎりではないのではないかと思はれる。また「管子」の中には鑄貨に関する記事がよく見られること先に引けるところよりも想察しうるところと思ふが、その眞偽は別として、すでに「管子」の中にそのやうな記事がある以上は、その筆者はすくなくとも鑄貨を知つてゐるはずではあるが、「管子」は管仲の作るころでなく、戰國時代以後多數の人の手になるといふのが定説で、ことに鑄貨の記述に富む「輕重」諸篇のごときは漢の武帝のころに成立したものと推定せられる。

13) 小島祐馬博士、前掲書

14) 同上

戰國時代に入ると金屬貨幣、とくに鑄貨たる刀布、それから錢も行はれたことを文獻上確認することができ  
る。たとへば「戰國策」に「千金を以て千里の馬を求む」とあり、「荀子」に「田野の税を軽くし、刀布の斂を  
省くす」とあり、「韓非子」に「長袖よく舞ひ多錢よく買ふ」とあるがごとき、すなはちその一斑を示すものと  
なすに足らう。

ところで、刀・布・錢はいづれも青銅よりなることは今に傳はる遺物によりて明らかなるところであるが、そ  
の他の金屬貨幣はいかなるものよりなりたつであらうかといへば、大體黄金であつた。しかし、後に述ぶごと  
く、秦の始皇帝の時、幣制を統一して錢と黄金としたとき、銀・錫は寶飾となして貨幣としなかつたといふこと  
がわざ／＼「史記」などに記されてゐる。それは、あるひは武帝の時、白金三品が造られてゐたからかも知れぬ  
が、また、銀錫なども當時貨幣の役目をはたすことがあつたからではないかとも考へられはせぬであらうか。

それはともかく、刀・布・錢・黄金等の金屬貨幣が行はれるとはいつても、それはいかに行はれたであらう  
か、換言すればそれらの交易の媒介者としての役割のはたし方はいかゞであつたであらうか、といへば、その性  
質上、刀布錢のごとき銅貨は普通の小取引に用ひられ、黄金は主として大取引に用ひられたことは、疑のないと  
ころであらう。

なほ、刀・布・錢・黄金等の金屬貨幣が行はれるにいたつたといふことは、かならずしもそのほかの交易の媒  
介者が姿を消すにいたつたといふことを意味するものとはかぎらぬ。げんに、さきにも引けるごとく、報酬・賄  
賂乃至禮物として戰國時代に入ると金屬貨幣が行はれるにいたつたが、だからといつて、玉帛車馬乃至土地子女

が授受されることが後を絶つてはをらぬではないか。

それから戦國時代には刀・布・錢が行はれるにいたつたといふたが、まづ始めに登場するのは刀布で錢は刀布よりは後れて登場すると老へられる。それは、小島祐馬博士もいはれるごとく、<sup>15)</sup> 錢は刀布よりも貨幣として便利な形態であり、錢が行はれるにいたつてから刀布は次第に錢に席を譲り、流通界より退場することになること後の歴史の示すところのごとくであるより推すも、もし錢が刀布より先に登場するとせば、刀布が盛行するにいたつたことが不思議でなければならぬからである。だから錢が刀布に先行したとは考へられぬ。しかも錢の起原についてはいろいろの説がある。あるひは刀貨の柄の末端にある環よりきたとせられる。<sup>16)</sup> これによれば錢は刀貨より轉換せるものであるから、錢貨が刀貨より後行することは自明の理といふことになる。あるひは錢は璧玉より轉換したとする説もある。<sup>17)</sup> これによれば、錢が刀布より後行せねばならないといふことはかならずしも斷言のかりではないといふことにならねばならぬ。しかしながら、今日有力なる錢の起原の學説は錢が貝貨より轉換したとするものである。<sup>18)</sup> それによれば、貝貨が一轉して蟻鼻錢となり、再轉して錢となつたとせられる。そして一時これに反對説をたてゝおられたるラムステン氏すら、貝貨と蟻鼻錢をつなぐ銅貝を發見したといつてこの説を肯定するに傾かれたときく。<sup>19)</sup> もし、この説によるとすれば、錢はかならずしも刀布に後行せねばならぬといふことはいへぬであらう。しかし同じくこの説を肯定せられる小島祐馬博士は、「貝貨の石製骨製のものに殷代より既に存せし證據あれば、圓錢の源たる銅製の貝貨は冶金の術の進むと共に他の影響なくとも自ら發生し得るわけではあるが、而も冶金の術の可なり發達せし西周時代を通じて銅貝の鑄造せられし形跡なき所より察すれば、銅貝

15) 小島祐馬博士、前掲書

16) 小島祐馬博士、東亞錢志、第七卷、p. 14

17) 同上、第二卷、p. 76 以下

18) 羅振玉、備廬日札、濱田青陵博士、支那古代の貝貨に就いて（東洋學報、第二卷、第二號）

19) 新渡戸博士、前掲論文

の發生はやはり刀布の影響によつたものと観るの外なからう」として、錢貨が刀布より後行すると斷じてをられる。<sup>20)</sup> もつともこゝに小島博士のいはれる銅貝とは蟻鼻錢そのものであつて、ラムスデンのいはゆる骨貝と蟻鼻錢との連鎖を構成する銅貝ではない。小島博士はさらに、周につぐ秦漢時代においては刀布は全くすたれて獨り圓錢のみ行はれるにいたれるにもかゝはらず、周代における圓錢の遺物はその種類においてその數到底刀布の遺物の多きに比すべくもあらざることよりしても錢が刀布に後行せるを推知するに足らうとしてゐられる。<sup>21)</sup>

そして小島博士<sup>22)</sup>をはじめ、普通には蟻鼻錢は通貨とみなされてゐるが、そしてさうとすれば、小島博士の説に従へば、戰國時代には刀布錢の外に蟻鼻錢なる金屬の鑄貨も行はれたことにならねばならぬが、新渡戸稻造博士はラムスデンの銅貝はもとよりはゆる蟻鼻錢といへども、はたして貨幣であつたかどうかは記録のよるべきものなしとしてこれを肯定することを控へてをられる。<sup>23)</sup> のみならず、一よし蟻鼻錢が通貨であつたとしても其形狀が寶貝より連綿として傳はり來つたと斷言は出來ぬ」といつてゐられる。私も博士とともにこの點に關し、「今茲に何の定説をも下す能はざるを遺憾とする」ものである。

戰國時代には金屬貨幣が盛行し、それは主として黄金と銅貨においてなりたち、黄金は大取引に、銅貨は小取引に用ひられ、銅貨としては刀布がまづ興るが、やがて錢が出現するに及んで、その形態が貨幣としてもつとも適當であるためか、刀布は次第に錢に席を譲る傾向がみられたることすでに述べたるところのごとくであるが、秦が六國を併せ海内を統一するにいたるや、たとへば「史記」によれば、「一國の幣を二等と爲し、黄金は鎰を以

20) 小島祐馬博士，前掲論文  
21) 同上  
22) 同上  
23) 新渡戸稻造博士，前掲書



て名づけ、上幣と爲し、銅錢は識して半兩と曰ひ、重さその文のごとく、下幣と爲し、而して珠玉龜貝銀錫の屬は器飾と爲して寶藏し、幣と爲さず<sup>24)</sup>といふこととなる。思ふに、始皇帝の六國を併呑するや、法度といはず、權量といはず、丈尺・車軌・律曆・衣冠・文字等あらゆる方面にわたつて劃一化を行ひ、眞に天下統一の實をあげんとしたのであるから、ひとり幣制のみこれが例外たるはずはあるまいと考へられる。従つて史記のこの記述は充分の信頼に値しよう。ところでその幣制統一たるや、錢の形式・重量を統一するとともに、その鑄造權を政府の手に掌握せるものであるが、凡そ造幣の權を政府が掌握することは貨幣の形式・重量の統一のためには必要なるところであり、そして貨幣の形式・重量の統一は社會民衆のむしろ利便とするところであり、しかも、始皇のこの統一はこれを上述せるところの當時の狀勢に照らせば、それが時勢に即し、その流れに沿ひて、それをそのままに法制化せるものと觀することができると思はれ、すくなくとも、この幣制統一に關するかぎり、史家のあるひは、「支那四千年の史乘、始皇の前に始皇なく、始皇の後に始皇なし。曠々者察せず、漫に惡聲を放ち、耳食の徒隨つて之に和し、終に千古の偉人をして狂げて桀紂と伍せしむ、豈に哀しからずや」と慨くに同感を表せざるを得ない。それにしてもこの幣制統一がどこまで成功したであらうかはまた別問題であらうが、それが右述のごとく實狀に即して行はれたことは、これが成功したにちがひないことを思はしめる。ことに、後に述ぶごとく、漢の世にいたり秦錢重くして用ひ難しとなし、重三銖・四銖八銖等の錢を鑄るにもかゝはらず、その文は依然として秦制に倣ひて半兩(十二銖)として武帝の時代、輕重銖を以てするに至るまでに及んだことは、いかに秦の幣制統一が牢固たる基礎を確立せるかをうかがはしむるに足るとなし得ないであらうか。また、ことに、漢

24) 史記、平準書

25) 桑原隲藏博士、秦始皇帝(東洋史說苑, p. 416)

初秦錢重くして用ひ難しとなすは、「史記」「漢書」によるも、戦後物資缺乏の爲に物價騰貴し、錢價下落したる爲に生じたるもの、いはゆる時變の結果にして、かならずしも秦錢の罪に非ずといひうる。いな、鑄貨のごときにおいては、素材を輕薄惡化するこそ惡政の例であり、それだけに秦錢のごとく重きをかこたれるものはむしろ善政の例とみることができると思ふ。もしさう解しうるとすれば、その點よりしてもこの幣制改革の成功が推想せられることになるのではあるまいか。すくなくとも、造幣權の政府による掌握にもかゝらず私鑄のことあるをきかぬは、あるひは記録の亡失であるかも知れぬが、また、後世南齊の孔顛の「人の盜鑄するところ、嚴法も禁ずる能はざるは、上錢を鑄るに銅を惜しみ工を愛しむに由るなり」<sup>26)</sup>といへるがごとく、秦錢が銅を惜しまざるによるとも考へうるとすれば、われらは秦の幣制統一を評するに成功を以てするを得るのではあるまいか。

たゞし、さうはいつても、經濟生活などいふものは長い習慣よりなりたつものであるから、一寸の法令でもつてこれを左右することはかならずしも容易とは考へられぬ。それで秦の幣制統一が時勢の波に乗つたもので、その成功が約束せられてゐるといつても、さう急にその効果をおげることがしかく容易であるとも思へず、刀・布はおろか、貝貨その他の貨幣が命令一下急にその影をひそめたかどうかは疑問の餘地がないとはいへぬかとも思へば思はれる。

漢に入ると、その初は、秦漢鼎革の長い戦亂の結果、生産荒廢して財貨匱乏し、まことに「天子より鈞駟を具ふる能はず、而して將相或は牛車に乗り、齊民蓋藏なく」物價騰貴し、従つて錢價下落し、それ故に從來の「秦

26) 「南齊書」劉峻傳

錢は重くして用ひ難きが爲に、更めて民をして錢を鑄しめ、一黄金は一斤」とすることゝなること「史記」に記するところのごとくである。この場合、われ／＼は「史記」の記述よりして二つのことを知る。その一つは、貨幣の種類は秦の制を踏襲するが、その重量はこれを軽くすることである。これを「漢書」の記述によれば、重三銖とせることを知るのであつて、従つて錢の厚さが薄くなり、木の葉のごとくであるとして楡莢錢の名を得てゐる。しかしこれは時勢の變に應じたものであつて、むしろ結構なことゝ評してよいかと思ふ。つぎは始皇帝が政府の手に掌握せる造幣權の放棄、換言すれば私鑄放任である。これは沛公關に入りて法三章を約すのたくひで、秦の苛政を除去し、人心を收攬するの政略かとも思はれるが、これを貨幣政策の立場よりみれば、すでに述べたるがごとく、始皇帝の造幣權回收掌握こそまさに執るべきの策であるだけに、これはむしろ策を誤れるものと評するの外ないかと思ふ。はたせるかな、呂后の時にいたるや、再び造幣權の政府による掌握、私鑄禁止の行はるゝをみると考へられることゝなる。呂后の時、造幣權を政府に回收せることは明文を見ぬところではあるが、高祖の時私鑄を許せること上述のごとくであるのに、つぎの孝文帝の時に、「民をして縦して自ら錢を鑄るを得しむ」とあるよりすれば、呂后の時あたりはこのことありたりとせねば首尾一貫せぬことゝなるによる。なほ高祖の時秦錢重くして用ひ難きが爲に、三銖の錢を鑄たことは時勢の變に應ずるものであることは上述のごとくであるが、たゞさへ物價高く貨幣價値小なるところに錢の素質を低下せしめれば、貨幣價値はますます下落し、物價はますます騰貴せねばならぬはずである。しかのみならず、私鑄を許すのであるが、私鑄は一方においては造鑄に拍車をかけ、錢の増加を來たし、そして錢の増加が物價騰貴・貨幣價値の下落の勢を増大することは明らかなるところで

ある。他方においては私鑄は貨幣の素質を劣悪ならしむる傾向あるをまぬがれず、そしてそのことはまた貨幣價値の下落、物價の騰貴を促進すること多言を要せぬところである。かくて錢價の下落、物價の騰貴が甚だしかつたからであらう、呂后の時になると一方には前述のごとく私鑄を禁ずるとともに、他方には八銖錢を鑄造して從來の三銖錢と併せ行ふこととなる。しかるに一片の法令を以て私鑄が止んだとは考へられぬ。ことにつきの孝文帝の時この盜鑄錢令を除いてゐるによりてみれば、ますく私鑄の禁の効果を疑はざるを得ぬこととなる。けだし文帝のこの私鑄の禁の除去は私鑄禁止難きによること後に述ぶるところのごとくであるからである。また八銖錢も三銖錢もいづれも錢文は秦制をそのまま半兩となしてゐたのであるが、異質同價の貨幣が並び行はれる時、惡貨は良貨を驅逐するといふか、良質の貨幣が流通界よりその姿を消すにいたることはグレシラムの法則の喝破するところである。かくてつぎの孝文帝の世に入ると、莢錢ますく多くして輕しといふことになり、八銖錢を止めて四銖錢を鑄ることとなる。けだし、かくすることによりて貨幣價値の維持を計るとともに、八銖錢の場合のごとく流通界よりその姿を消すにいたることを防止せんとしたものであらうか。しかし、それがどこまで効果をあげることができたかは史乘に明文をかく。たゞ意を以て推せば、この四銖錢もやはり「その文を半兩と爲す」ものである以上、莢錢との間には約一銖の差があるはずで、しからは、グレシラムの法則はなほ作用し得ると考へられ、また、八銖錢に代へて四銖錢を鑄るときは貨幣價値の下落をまぬがれぬことにならねばならなかつたかと思はれるがどうであらうか。

また、孝文帝のとき私鑄が盛に行はれたことは、帝が「盜鑄錢令を除き、民をして放ほしむに鑄しめ」たによつて

知りうる。何となれば、孝文帝がかゝる政策をとつたのは、民の盜鑄する者後を絶たず、帝これを憐れみたるによること賈誼がこの政策を諫めたる言の中に「さきに鑄錢を禁じて死罪下に積し、今公に鑄錢せしめて、黥罪下に積し、云々」とあるによりて想察し得べきこと加藤繁博士の指摘せられるところの如くであるからである。

孝文帝の私鑄容認政策の結果、「吳は諸侯なれども山に即いて錢を鑄るを以て、富、天子に埒しく、……鄧通は丈夫なれども鑄錢を以て財王者に過ぎ」「故に吳鄧の錢天下に布く」にいたつた。かくて私鑄の弊やうやく顯著となるに及んで、孝文帝の晩年にはまた私鑄を禁止、ついで、孝景帝にいたりてその禁はますます嚴重となる。それにしても鼂錯の上奏に「それ珠玉金銀飢乏て食ふべからず寒えて衣ふべからず……その物たるや輕微にして臧め易く、把握にありて以て海内を罔ぐるべく、而して飢寒の患なし」とあり、また「明君は五穀を貴びて而して金玉を賤しむ」とあるを見ると、その當時錢のほかに金はもとよりであるが、銀や珠玉も亦貨幣の役割をはたしてゐたことをみとめねばならないかと思ふ。それはともかく、漢興以來、孝景にいたる七十餘年間はいはゆる「國家無事、水旱の災に遇ふに非れば、民は則ち人給り、家足り、都鄙の廩庾皆な滿ち、而して府庫貨財を餘し、京師の錢巨萬を累ね、貫朽ちて校ふべからず、太倉の粟は陳陳相因り、充溢して外に露積し、腐敗して食ふべからざるに至る」のであるが、まことに、「物盛にして衰ふ」理にて、つぎの武帝にいたると、外は外征の師を出だし、内は土木の工を興し、加ふるに生活豪華を極め、その結果府庫内帑缺乏を告げ、「建元以來用少き」に及び、「縣官往々銅多き山に即いて錢を鑄」民は民で「亦間々錢を盜鑄し、勝けて數ふべからず」ために「錢ます／＼多くして輕く」他方、物資はやはり外征・土木・奢侈のために缺乏し、「物ます／＼少くして貴し」といふ

27) 加藤繁博士、西漢前期の貨幣、特に四銖錢に就いて(山下先生選曆紀念東洋史論文集, p. 37)

28-34) 史記, 平準書

ことになり、さらにこれに加ふるに姦悪の徒の中には「あるひは錢裏を盜摩して銖を取る」<sup>35)</sup>者さへあり、「錢ま  
 すく輕薄にして物ますく貴く」<sup>36)</sup>宛然漢初戦亂の餘弊を承けたる場合のごとく、支拂に要する貨幣の量が増大  
 する故に、その携行運搬に重量大なるの嘆を生じ、則ち、「遠方に幣を用ふるに煩費すくなからず」<sup>37)</sup>、さればとい  
 つて漢初の場合、秦錢の十二銖半兩のものを三銖に減ずるのごとくするには、四銖錢はすでにあまりに小さすぎ  
 る。そこで「乃ち白鹿の皮方尺なるを以て、緣どるに藻績を以てし、皮幣を爲くり、直四十萬とし、王侯宗室の  
 朝覲聘享には必ず皮幣を以て璧に薦ぎ、然る後行ふことを得」<sup>38)</sup>となし、「また、銀錫を造りて白金と爲し、おも  
 へらく天用龍に如くは莫く、地用馬に如くは莫く、人用龜に如くは莫しと、故に白金三品、その一に曰く、重八  
 兩これを圓にし、その文は龍、名づけて白選を用ひ直三千、二に曰く、重さ差小、これを方にし、その文は馬、  
 直五百、三に曰く、復た小、これを楕にす、その文は龜、直三百」とする。いづれも貨幣價值大なる貨幣を造る  
 ことによりてその運搬の勞力を省かんとするものであり、特に白鹿皮幣のごときは、ある意味において紙幣と原  
 理を一にするといひうる次第であつて、これを紙幣の先驅となすも妨げないかと思はれる。しかもさらに、これ  
 らとともに四銖錢もすこしではあるが軽くせんとして、「縣官をして半兩錢を銷し、あらためて三銖錢を鑄、重さ  
 その文のごとくす」<sup>39)</sup>ることゝするを見ることゝなる。たゞし、これは、孝文帝が盜鑄錢令を除かんとするに際し  
 て賈誼がこれを諫めたる言に「民の錢を用ふるや郡縣によりて同じからず、或は輕錢を用ひて百に若干を加へ、  
 或は重錢を用ひて平稱にては受けず」<sup>40)</sup>とあるよりすれば、當時貨幣價值の基礎はその素材價值に立脚せるものと  
 解せられるがごとくであり、はたしてしかりとすれば、錢の重量を減ずればそれだけ錢の價值が小となるはずで

35—39) 史記, 平準書下  
 40) 漢書, 食貨志, 平準書  
 31) 史記, 平準書

あるから、従つてその結果はそれだけ多くの錢を必要とすることになり、錢の携行運搬において重量を省くすることにはならぬ理ではないかとも考へられる。それはともかく、これらの錢にして私鑄せられんか、素質の悪化と數量の増大よりして價値の減少をきたし、切角の期待に添ひ難いこととなるからといふ點から、なほさらのことと思ふが、「諸金錢を盜鑄する者は罪は皆死<sup>42)</sup>」と定められる。しかしながら、この白金三品のごとき價値大なる貨幣こそ私鑄によりて利を得ることも亦大なるものなれば、もつとも私鑄の對象となりやすく、「吏民の白金を盜鑄する者勝げて數ふべからず<sup>43)</sup>」といふこととなる。また三銖錢は孔顔の「錢を鑄て銅を惜しむ<sup>44)</sup>」ものに當るが故、これまた、私鑄の對象となる理由を有つわけで、すなはち、「有司言ふ、三銖錢輕く、姦詐し易し<sup>45)</sup>」といふこととなり、そこで有司は「乃ち更めて諸の郡國にて五銖錢を鑄て、その下に周郭し、鎔を摩取すべからざらしめんことを請ふ<sup>46)</sup>」ことになる。しかし、それでも私鑄はその後を絶つどころか、ますますはなはだしく、「史記」によれば、「白金・五銖錢を造りてより後五歲、吏民の金錢を盜鑄するに坐して死する者數十萬人、その發覺せずして相殺す者勝げて計ふべからず、自ら出するものを赦すこと百餘萬人、しかれども自ら出するものの半ばなる能はず、天下大抵無慮皆な金錢を鑄たり、犯す者衆くして吏ごとく誅取する能はず」とある。またもつて私鑄のいかに盛なりしかをうかがふに足るであらう。かくして「錢多くして輕<sup>47)</sup>」くなつたので、「公卿京師に令して鍾官の赤側を鑄しめ、一もて五に當て、赤側に非ざれば行ふを得ざらしめんことを請ふ<sup>48)</sup>」こととなる。しかしこの赤側錢も亦價値下落して「民法を巧にしてこれを用ひ不便<sup>49)</sup>」となり「廢<sup>50)</sup>」せられるにいたる。白金も私鑄の結果、ことにさうなつたものであらう。「稍賤しく、民竇用せず、縣官令を以てこれを禁ずるも益なく、歲餘に

42-43) 史記, 平準書

44) 南齊書, 劉峻傳

45-50) 史記, 平準書

して白金終に廢れて行はれざる」にいたつてゐる。因に白金の廢して行はれざるにいたれるは赤側錢の廢せられるに先だつ二年、元鼎三年のことである。

そもく五銖錢は、はじめて銖を以て錢文に名づけ、かつ、周郭を具したる錢であり、その重さ、大いさ、まことに錢として適當なるもので、孔頸が私鑄をさけんとならば、錢を鑄るにあたりて銅を惜しまず工を愛しまざるべしといふ場合、その眼中にはこの五銖錢を理想としてえがいてゐたと考へられる位である。さればその五銖錢についてかくのごとく私鑄が盛に行はれるのは一見奇異の感なきを得ぬのであるが、これは思ふに「郡國多く姦して錢を鑄る」に因るのであらう。すなはち、せつかく後に錢の理想標準となる五銖錢も、政府の一部で姦鑄してゐるのでは私鑄の盛行も亦止むを得ぬものがあらう。けだし、從來は私鑄を禁ずるといつても個人の鑄造するを禁じたるものであつて、郡國の官廳の鑄造するはこれを禁じたかつたものとみえ、そこにこのやうな弊害の生ずる餘地があつたわけである。こゝにいたつて、「ことごとく郡國に禁じて錢を鑄ることなからしめ、もつばら上林の三官をして錢を鑄しめ」<sup>51)</sup>「天下に令して三官の錢に非れば行ふを得ざらしめ、諸郡國さきに鑄るところの錢は皆なこれを廢銷してその銅を三官に輸せしめ」<sup>52)</sup>もつて錢を鑄しめたところ、三官の鑄る錢は孔頸のいはゆる銅を惜しまず、工を愛しまぬ良錢であつたのであらう。私鑄は、「計るにその費相當る能はず」<sup>53)</sup>ために、「民の錢を鑄ることますますくすくなく」<sup>54)</sup>なつた。それでも「たゞ眞工大姦はすなはち盜みてこれを爲す」<sup>57)</sup>とあるをみる。まことに明の丘濬のいへるごとく「錢の弊偽に在り」<sup>58)</sup>で、私鑄はつひに盡くしがたいのであらう。それでこゝにいたれば錢としてはまことに上乘の部であるとせねばならぬ。すなはち五銖錢出づるに及んで錢の規準が自

51—57) 史記, 平準書  
58) 丘濬, 大學衍義補



ら定まり、爾後長く錢の基礎が定まることとなるのである。

かくて「孝武の元狩五年、三官初めて五銖錢を鑄てより、平帝の元始中に至るまで、錢をなすこと二百八十億萬餘といふ<sup>59)</sup>」にいたる。

しかしながら、われ／＼は、元帝の時貢禹が「民の盜鑄に坐して刑に陥る者多し<sup>60)</sup>」といつてゐるによりて、五銖錢とて私鑄から解放せられないことを知らねばならぬ。また同じく貢禹が「姦邪禁すべからざるは原錢より起る。その末を疾む者はその本を絶つ<sup>61)</sup>」といひて錢を禁止すべきを主張して、「宜しく珠玉金銀を采り錢を鑄るの官を罷むべし<sup>62)</sup>」と言へるをみるときは、五銖錢のほか、金はいふまでもないところであるが、銀や珠玉も貨幣として行はれてゐたと解すべきではあるまいか。そしてこれをさきに引ける景帝の時における鼂錯の上奏に言へるところと照合してみると、前漢時代を通じて珠玉金銀が貨幣の役割をはたしてゐたとみてよいのではあるまいか。

秦の始皇帝の幣制統一、漢の武帝の貨幣政策によりて貨幣は錢に、錢は五銖錢にとやうやく軌道にのるかに見えた支那の幣制は、王莽にいたり逆轉して再び龜貝刀布の復興を見ることとなる。けだし、彼の「やゝもすれば古を慕はんと欲し、時宜を度らざるに<sup>63)</sup>」出でたる法度改革の一端にして、その詳細はしばらくこれを「漢書」食貨志下に記すところによればつぎのごとくである。

周の錢、子母相權することあるを以つて、是に於いて更に大錢を造る。徑、寸二分、重さ十二銖、文に大錢五十と曰ふ。又た

契刀・錯刀を造る、契刀は、其の環、大錢の如く、身の形、刀の如く、長さ二寸、文に契刀五百と曰ふ。錯刀は黄金を以て其の文を錯し、一刀直五千と曰ふ。五銖錢とともに凡そ四品並び行ふ。莽眞に即きて以爲へらく、『書に劉の字に金刀有り』と。題も錯刀・契刀及び五銖錢を罷め、而して更に金銀龜貝錢布の品を作り、名づけて寶貨と曰ふ。小錢は徑六分にして重さ一銖、文を小錢直一と曰ふ。次は七分にして三銖、女錢一十と曰ふ。次は八分にして五銖、幼錢二十と曰ふ。次は九分にして七銖、中錢三十と曰ふ。次は一寸にして九銖、壯錢四十と曰ふ。前の大錢五十に因る。是れを錢貨六品と爲す。直、各其の文の如し。黄金は重さ一斤、直錢萬。朱提銀は重さ八兩を一流と爲し、直一千五百八十。它の銀は一流にして直千。是れを銀貨二品と爲す。元龜、冉（せん）は長さ尺二寸、直二千一百六十、大貝十朋と爲す。公龜は九寸、直五百、壯貝十朋と爲す。侯龜は七寸以上、直三百、女貝十朋と爲す。子龜は五寸以上、直百、小貝十朋と爲す。是れを龜寶四品と爲す。大貝は四寸八分以上、二枚を一朋と爲し、直二百一十六。壯貝は三寸六分以上、二枚を一朋と爲し、直五十。女貝は二寸四分以上、二枚を一朋と爲し、直三十。小貝は二寸二分、二枚を一朋と爲し、直十、寸二分に盈たざれば漏度して朋と爲すを得ず。率ね枚ごとに直錢三。是れを貝貨五品と爲す。大布・次布・壯布・中布・差布・厚布・幼布・女布・小布あり、小布は長さ寸五分、重さ十五銖、文を小布一百と曰ふ。小布より以上、各相異きこと一分、相異きこと一銖、文は各其布の名を爲し、直は各一百を加ふ。上、大布に至りては長さ二寸四分、重さ一兩、而して直千錢。是れを布貨十品と爲す。

一凡そ寶貨は五物、六名、二十八品なり。錢布を鑄作するには、皆な銅を用ひ、殺（ころ）ふるに連錫を以つてす。文質周郭、漢の五銖錢（ごしゅうせん）に放（な）ふと云ふ。其の金銀にして它物と雜り、色純好ならざるもの、龜五寸に盈たざるもの、貝六分に盈たざるものは、皆な寶貨と爲すことを得ず。

かく王莽は漢の幣制を廢して錢貨六品・黄金一品・銀貨二品・龜寶四品・貝貨五品・布貨十品、合計二十八種の貨幣を造つた。しかしながら、思ふに、これはまづ、戰國時代以降の貨幣發達の趨向と背馳し、むしろこれを逆轉せしめんとするもので、王莽は古の聖王の時代を復活しようとして考へたといふことであるが、いはゆる古聖王の時代なるものは、すなはち儒家の理想に過ぎず、これをそのまま實在ととるは不可であり、かりにこれを實在

とするも、それが變じて今日にいたるには、いたるべき理由ありていたるものであつて、たゞいたづらに尙古の念に驅られて、昔を今にせんとするは事物進化の理にもとる、といはねばならぬ。すなはち、そこには無理がある。そして無理はかならず行きつまらねばならぬ。つぎに、寶貨はいはゆる「五物、六名、二十八品」あまりに複雑にして多岐である。貨幣の複雑にして多岐なるはこれを日常使用する民衆にとりては不便の甚しいものでなければならぬ。そして不便なるものはやがてすたれるはずである。かくて王莽の幣制改革は失勢の運命が約束せられてゐるといつても言ひ過ぎとはならぬと思ふ。すなはち「百姓潰亂してその貨行はれず、民私に五銖錢を以つて市買す」ることとなるのはむしろ數の自然、理の當然と評すべきであらう。かくてつひに、二十八品中わづかに大錢直五十と小錢直一のみ行はれることとなり、龜貝布の屬はまさにやまんとしたのであるが、天鳳元年、更に幣制を改めることとなる。またこれを「漢書」食貨志下の記すところによらばつぎのごとくである。

大小錢を罷め、改めて貨布を作る。長さ二寸五分、廣さ一寸、首の長さ八分有奇、廣さ八分、其の闊好の徑二分半、足枝の長さ八分、間の廣さ二分、其の文は右に貨と曰ひ、左に布と曰ふ。重さ二十五銖。貨泉二十五に直る。貨泉は徑一寸、重さ五銖、文は右に貨と曰ひ、左に泉と曰ふ。枚ごとに直一。貨布と二品並び行ふ。又大錢行ふこと久しきを以つて、之を罷むるも、民挾んで止めざるを恐れ、廻ち民をして且ほ獨り大錢を行はしむ。新貨泉と俱に枚ごとに直一とし、並び行ふ。六年を盡して復た大錢を挾むを得る毋し。

しかしながら、これが前回の改革と異なる結果を生ずべき理由を見出すことは困難である。すなはち、法行はれず、強ひてこれを行はんとして刑を用ふれば民これに座して苦しむを見ることとなる。三度「漢書」食貨志下を引きてその状をうかゞへばすなはちつぎのごとくである。

壹たび錢を易ふる毎に、民用つて業を破り、而して大に刑に陥る。莽、私に錢を鑄て死し、及び寶貨を非り沮みて四裔に投ぜられ、法を犯す者衆くして、行ふに勝ふ可からざるを以つて、迺ち更に其の法を軽くし、私に泉布を鑄作する者は、妻子と與に没入して官の奴婢と爲し、更及び比伍知りて而して舉告せざるものは、與に罪を同じうす。寶貨を非り阻むものは、民は罰作すること一歲、更は官を免す。犯す者愈衆し。五人相坐し、皆な没入せらるゝに及び、郡國、檻車鐵鎖して、長安の鎮官に傳送す。愁苦して死する者什に六七なり。

かくて光武兵を起こして王莽誅せられるに及び、その幣制亦廢せられて五銖錢が再び行はれることとなる。これによりてこれをみれば、王莽の幣制改革は、凡そ貨幣の改革なるものは自然の趨向に違ひこれに即するを以て宜しとなすものであつて、いたづらに權力をたのみ、これによつてこれを左右せんと欲するもつひに目的を達すること難きを示す一好例を提供せるものとなすを得ようか。されば、又後漢興りて五銖錢が再び行はれるにいたれるは、建武十六年馬援が上書して「富國の本は食貨にあり、よろしく舊のごとく五銖錢を鑄るべし」といへるによると傳へらるゝも、これ、もとより興るべきものが興りたるもの、馬援の言はまさにその趨勢にふれたるもの、馬援の言なかりせば五銖錢行はるゝにいたらざりしならんと考ふがごときはとるべからざるところとなすべきではあるまいかと思はれる。

かくて、五銖錢が再び行はれるにいたるが、その數あまりに多きに失し、いはゆるインフレーションの傾向を生じたのであらうか、章帝の時、「穀帛價貴く、縣官の經用足らず、朝廷これを憂ふる」<sup>64)</sup>にいたり、これが對策として尙書・張林なるものが上言して、「よろしく天下をしてことごとく布帛を以つて租となし、市買皆なこれを

64) 尚書, 食貨志

用ひ、錢は封じて出すことなからしめよ」と、布帛を以て錢にかへんことを建築することとなる。これに對して同じく尙書(5)の朱暉なるものは、これを非なりとして「布帛を以て租となさばすなはち吏多く姦をなさん」といふが帝は張林の言を容れられる。しかし、錢を廢して布帛を以てこれにかふるがごときはまた時流に逆行するもの、携帶に不便、分割に損であることは容易にかゞひうるところのごとくである。そこで、「しばらくしてま  
た止む(66)」にいたる。

和帝のころになると錢は薄惡となつたのであらうか「人貨輕く錢薄きをもつて故に貧困を致す、よろしく改めて大錢を鑄るべし」と論するものがあらはれるが、しかし、それもそれほど大なる弊害はなかつたものと見え、劉陶の「當今の憂は貨にあらずして民の飢うるにあり……急とするところは朝夕の飢、患ふるところは靡鹽のと、あに、錢の厚薄、銖兩の輕重をいはんや(67)」の言によりて沙汰止みとなつてゐる。

しかし、後漢末獻帝の世、董卓洛に入るに及び、つひに五銖錢を壞して更めて小錢を鑄ることとなる。けだし軍費支出の必要に迫られたためであらうか。だが、その結果は貨幣價值の下落、物價の騰貴をきたすこととなり「穀一斛、錢數百萬にいたつて(68)」る。

(未完)